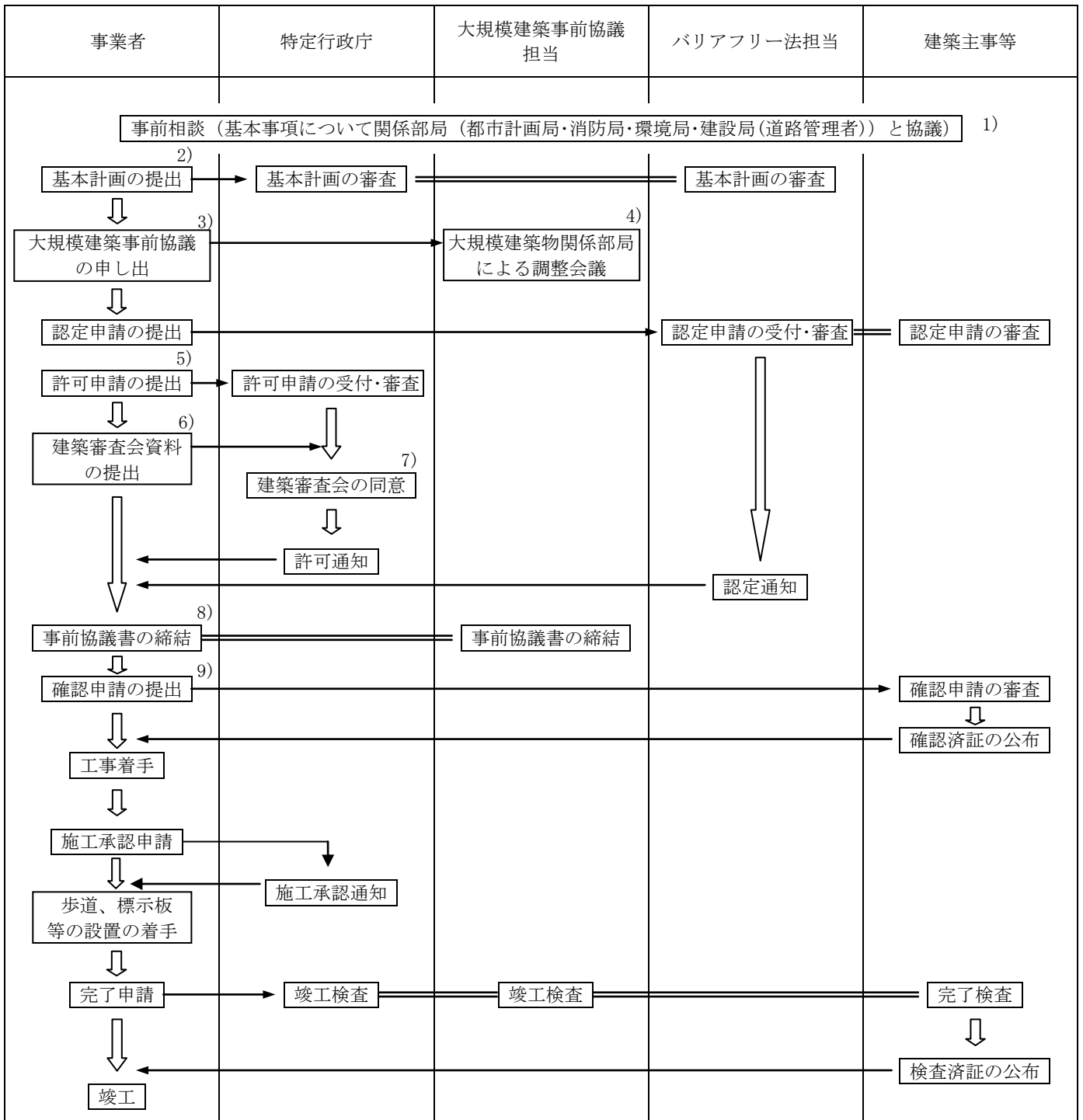


(参考) 主な手続きの流れ



- 1) 特に防災計画書の提出を必要とする場合は建築指導部建築確認課と事前協議を行うこと。
- 2) 「大規模建築物事前協議」対象計画の場合は事前協議申し出の前月第4火曜まで、対象外の場合は建築審査会の1か月前までに提出すること。
- 3) 通常毎月第2火曜日まで。
- 4) 通常毎月第4水曜日。
- 5) 建築審査会の2週間前まで。
- 6) 建築審査会の1週間前まで。
- 7) 通常毎月第1月曜日。ただし、変更される場合がある。
- 8) バリアフリー法の認定を申請する場合は、認定通知の前に締結する。
- 9) 許可通知書の写しを添付すること。大規模対象建築物は都市計画局開発調整部開発誘導課の下見が必要。バリアフリー法の認定を申請する場合は、認定の申請に併せて申請することができる。